

### ひとり親家庭総合サポートセンター

ひとり親の方からの、生活費など生計に関わることや仕事のこと、奨学金に関すること、住まいのこと、その他子育てに関することなど、様々な相談について、専門の相談員がアドバイスやサポートを行っています。相談は、LINEやメール、電話、オンライン(Zoom)、来所で行っていますので、いずれか相談のしやすい方法でご連絡ください。

**Tel.077-526-8801**

【相談時間】午前9時～午後5時(月～金曜、第1・3土曜)

E-mail : support@nozomi-kai.com



寄り添い型の総合支援



### 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

就職、転職、能力開発(職業訓練)、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。弁護士による法律相談も行っています。

**Tel.0748-37-5088**

【相談時間】午前9時～午後5時(午前4時まで受付)

※月曜、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始は休み



### 女性の悩みごと相談(家庭における悩み)

女性の様々な相談に応じています

#### 中央子ども家庭相談センター

**Tel.077-564-7867**

#8008(短縮ダイヤル)

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】毎 日 午前8時30分～午後10時

※電話相談については土日・祝日・年末年始も相談可

#### 彦根子ども家庭相談センター

**Tel.0749-24-3741**

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】月～金 午前8時30分～午後5時15分



### こころんだいやる

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

**Tel.077-524-2030**

【相談時間】午前9時～午後9時(12/29～1/3除く)

24時間子供SOSダイヤル

**0120-0-78310**

### こころのサポートしがLINE相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談に応じます。

【相談時間】午後4時～午後10時



### その他

県内の相談窓口一覧はホームページにも記載しています。



# ひとり親家庭

# サポートだより

晴れの日はおそとで♪

## Contents

「共同親権」導入へ

奨学制度のご案内

日常生活支援事業のご案内

各種相談窓口のご案内



バックナンバー  
の紹介

2024.秋冬号

高等職業訓練促進給付金についてのご紹介

2024.夏号

ハロートレーニングをご存知ですか？  
滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの令和6年度の予定



## 「共同親権」導入へ

～親権・養育費等についてのルールが変わります～

2024年(令和6年)5月に成立した民法等改正法は、  
父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、  
子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、  
親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。  
詳しくは法務局のパンフレットをご確認ください。

詳しくは  
こちら



ひとり親家庭  
サポートだより

第51号

令和7年3月発行

編集・発行

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

tel.077-528-3554

E-mail : hitorioya@pref.shiga.lg.jp



この印刷物は、「環境保護印刷推進協議会」が定める認証基準で印刷しています。  
また、大豆油インキを包  
含した植物性インキを  
使用しています。

※紙面に掲載のイラストは全てイメージです。

★お願い★ 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども家庭支援課までお寄せください。



# 奨学制度のご案内



## 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

### 概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給します。

### 支給要件 すべて該当 すること

- 生徒の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。
- 生徒の保護者等の都道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であること。

### 《支給額（年額）》 ※令和6年度の支給額

|     |                  |
|-----|------------------|
| 公 立 | 32,300円～143,700円 |
| 私 立 | 52,600円～152,000円 |
| 通信制 | 32,300円～ 52,600円 |
| 専攻科 | 50,500円～ 52,100円 |

※扶養されている子どもの  
人数等の世帯状況によって  
支給額が異なります。

### 申請時期

7月頃に在学する高等学校等を通じて申請  
※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能（年額の一部を前倒しで支給するもの）

### 問合せ先

国公立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 **Tel.077-528-4587**  
私立高等学校等 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 **Tel.077-528-3271**



## 生活福祉資金貸付

### 概要

低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学、または高等専門学校に入学、  
修学するために必要な経費を貸与します。

### 貸与要件

県内に住居している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯  
（生活保護基準の1.7倍程度）

### 《貸与額（無利子）》

|                      |            |           |      |           |
|----------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 教育支援費<br>（月額）        | 高等学校       | 35,000円以内 | 大学   | 65,000円以内 |
|                      | 高等専門学校     | 60,000円以内 | 短期大学 | 60,000円以内 |
| 就学支度費<br>（入学に必要な一時金） | 500,000円以内 |           |      |           |

### 返 還

- 据置期間 卒業後6月以内
- 償還期限 据置期間経過後20年以内

### 申請時期

随時申込

### 問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 **Tel.077-567-3903**



## 日本学生支援機構奨学金

学生・生徒で、経済的な理由により大学等の修学が困難な方に資金が貸与または給付されます。  
在学する学校の先生に相談してください。



他の奨学制度については  
こちらをご覧ください



## 母子父子寡婦福祉資金貸付

### 概要

ひとり親家庭や寡婦の方等に、高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、  
修学するための必要な資金を貸付しています。

### 貸付要件

経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童  
※滋賀県奨学資金、滋賀県高等学校等定時制課程、通信制課程修学奨励金および生活福祉資金との併用は  
できません。

### 《貸付額（無利子）》

|                 |                    |                   |
|-----------------|--------------------|-------------------|
| 修学資金<br>（月額）    | 高等学校               | 18,000円～ 35,000円  |
|                 | 高等専門学校             | 21,000円～ 76,600円  |
|                 | 専修学校（専門課程）         | 45,000円～ 84,300円  |
|                 | 短期大学               | 45,000円～ 87,300円  |
|                 | 大学                 | 47,300円～ 97,300円  |
| 就学支度資金<br>（一時金） | 大学院                | 88,000円～122,000円  |
|                 | 高等学校               | 150,000円～420,000円 |
|                 | 短期大学、大学、高等専門学校、大学院 | 410,000円～590,000円 |

※国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により貸付金額が異なります。

### 返 還

学校卒業後の6か月後から返還

### 申請時期

修 学 資 金 就学前の申込み可能。事前相談必要  
就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要

### 問合せ先

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 **Tel.077-528-3554**

## ひとり親家庭の生活をサポート！日常生活支援事業のご案内

ひとり親家庭が一時的な理由により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、  
家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

### サービス内容

#### 生 活 援 助

ご自宅での家事全般や介護等

#### 子育て支援

家庭生活支援員（ヘルパー）宅  
での保育サービス等

### ▶ こんな時にご利用ください

- ① 病気やケガ、出産、看護で一時的に家事支援が必要な時
- ② 資格取得、就職活動で忙しく、家事や子育ての援助が必要な時
- ③ 離婚などで生活環境が変わり、日常生活に支障が出ている時
- ④ 仕事で帰宅が遅くなり、家事や子育ての援助が必要な時  
（所定労働時間の就業を除く。乳幼児または小学校に就学している児童を養育しているひとり親家庭に限る。）

### ポイント

ご利用にあたって事前に利用登録が必要です。  
一時的な支援（概ね6か月間）となります。  
④の就業等の理由を除き、年間を通しての継続的な事由は該当しません。



お申込みは  
お住まいの市町の窓口まで。  
困った時は一人で悩まず、  
ご相談ください。

